

# 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub> 済生会支部福島県済生会

済生会川俣光風園

# 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

## 1 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

当施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って当施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努める必要があります。当施設の感染症・食中毒の発生、まん延に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

## 2 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

### (1) 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど、施設全体で取り組みます。

### (2) 平常時の対応（標準予防策）

#### ①施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

#### ②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

#### ③外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

### (3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

#### ①発生状況の把握

#### ②まん延防止のための措置

#### ③有症者への対応

#### ④関係機関との連携

#### ⑤行政への報告

施設長は、次のような場合に、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

※報告書式は、福島県・市町村の指定様式とします。

《報告が必要な場合》

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名発生した場合
  - イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が、発生してからの累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》

- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

### 3 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

#### (1) 感染症防止対策委員会の設置

##### ①設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会を設置します。

##### ②感染症対策担当者

看護師を感染症対策担当者とします。

##### ③感染症対策委員会の構成

- ア) 責任者（施設長）
- イ) 委員長（主任看護師）
- ウ) 生活相談員
- エ) 看護職員・機能訓練指導員
- オ) 支援員
- カ) 栄養士・調理員
- キ) 事務職員

##### ④感染症防止対策委員会の開催

委員会は定期的に 2 ヶ月に 1 回開催します。

その他、必要時にその都度開催します。

⑤感染症防止対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応

イ) 各マニュアル等の作成

※感染症の予防マニュアル、各感染症対応マニュアル、清掃マニュアル、食品取り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアル等

ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ) 新規利用者の感染症既往歴

カ) 委託業者（清掃等）への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底

キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修会の実施（年2回以上）

ク) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥職員の健康管理

ア) 職員には年1回の健康診断を実施する。

イ) 予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行う。

ウ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置を講じる。

4 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職者の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- 2) 感染症発生時の行政報告

(委員長)

- 1) 感染防止対策委員会の総括責任
- 2) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の現場責任者
- 3) 施設長不在時の責任者
- 4) 緊急連絡体制の整備（行政機関、施設等）

(看護職員)

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本的手順の教育及び周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動

- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録に整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員)

- 1) 医師、看護職員との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急連絡体制の整備（行政機関、施設等）
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応（連絡等）

(栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急連絡体制の整備（行政機関、施設等）
- 5) 経過記録の整備

(主任支援員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

## 5 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上実施）
  - ②新任者に対する感染症対策研修の実施
- その他必要な教育・研修の実施

## 6 感染症・食中毒の予防・まん延に関する指針の閲覧について

この指針は、施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

附 則 この指針は、令和2年10月26日より施行する。  
令和6年4月1日 一部改正